

の前に次の事項を加える。

(カ) 第24条の2の規定による第2種動物取扱業の届出の受理

(シ) 第24条の3第1項の規定による変更の届出の受理

(ス) 第24条の3第2項の規定による変更の届出の受理

別表第2の15の(11)のアの(フ)を同(ト)とし、同(テ)を同(テ)とし、同(リ)を同(リ)とし、同(セ)を同(セ)とし、同(エ)の前に次の事項を加える。

(ナ) 第22条の6第2項の規定による犬猫等の個体に関する届出の受理

(ヲ) 第22条の6第3項の規定による検査書等の提出の命令

別表第2の15の(11)のアの(ハ)を同(セ)とし、同(シ)を同(リ)とし、同(リ)を同(リ)とし、同(ジ)中「受理」の次に「(第24条の4において準用する場合を含む。(フ)、(テ)及び(ト)において同じ。)」を加え、同(ジ)を同(セ)とし、同(ケ)中「動物取扱業者登録簿」を「第1種動物取扱業者登録簿」に改め、同(ケ)を同(ジ)とし、同(ケ)の次に次の事項を加える。

(ハ) 第14条第3項の規定による変更の届出の受理

別表第2の15の(11)のイの(イ)中「(ウ)から(カ)までにおいて同じ。」を削り、同(リ)を同(テ)とし、同(シ)から(チ)までを同(ハ)から(リ)までとし、同(セ)中「第18条第4項」を「第18条第5項」に、「(シ)から(リ)」を「(ス)から(タ)」に改め、同(セ)を同(シ)とし、同(ジ)を同(セ)とし、同(ケ)を同(ジ)とし、同(ケ)の次に次の事項を加える。

(カ) 第10条の6第3項の規定による書類の提出の要求

別表第3の5中「同(11)のアの(ケ)、(セ)から(ト)まで、(ヒ)、(フ)及び(ホ)、イの(ケ)」を「同(11)のアの(コ)、(チ)から(ト)まで、(ネ)から(ヒ)まで、(メ)、(エ)及び(ヨ)、イの(ジ)」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。

(保健所長への委任事項の特例)

2 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第79号)附則第3条第2項又は第8条第1項の規定による届出の受理は、保健所長に権限を委任する事項とする。

行政改革課



#### 長野県告示第453号

平成25年9月19日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

平成25年8月29日

長野県知事 阿部 守一

財政課

#### 長野県告示第454号

大町市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成25年8月29日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量(空中写真撮影、オルソ画像作成、レベル2500数値地形図修正)

2 作業期間

平成25年8月8日から平成26年3月31日まで

3 作業地域

大町市

建設政策課

#### 長野県飯田建設事務所告示第11号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年9月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年8月29日

長野県飯田建設事務所長 山岸 劍

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 152号

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市南信濃八重河内777番の8地先から 飯田市南信濃八重河内1400番の5地先まで	旧	m 3.4~61.3	km 0.2350
同上	新	m 3.4~61.3 4.0~16.8	km 0.2350 0.1100

道路管理課

#### 長野県飯田建設事務所告示第12号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年9月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年8月29日

長野県飯田建設事務所長 山岸 劍

1 路線名 152号

2 供用を開始する区間

飯田市南信濃八重河内777番の8地先から

飯田市南信濃八重河内1400番の5地先まで

3 供用を開始する期日 平成25年8月29日

道路管理課

**選告示第46号**

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成25年8月29日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢 賢一郎

別表第1の不在者投票のできる病院中

「医療法人清泰会 滝澤病院

「医療法人清泰会 メンタルサポート そよかぜ  
病院

「長野県厚生農業協同組合連合会富士見高原病院

「長野県厚生農業協同組合連合会富士見高原医療  
福祉センター富士見高原病院

「佐久広域老人ホーム徳花苑

「社会福祉法人ハートフルケアたてしな 介護老  
人福祉施設 徳花苑

施設中

「長野県厚生農業協同組合連合会 富士見高原病  
院老人保健施設 あららぎ「長野県厚生農業協同組合連合会富士見高原医療  
福祉センター老人保健施設あららぎ

「長野県厚生農業協同組合連合会 富士見高原病院 介護老人保健施設 さくらの」を

「長野県厚生農業協同組合連合会富士見高原医療福祉センター老人保健施設さくらの」に改める。

上田市塩川3057-1」を

上田市塩川3057番地1 に

諏訪郡富士見町落合11,100」を

諏訪郡富士見町落合11100番地 に改め、同表の不在者投票のできる老人ホーム中

北佐久郡立科町大字芦田3731」を

北佐久郡立科町大字芦田3731番地 に改め、同表の不在者投票のできる介護老人保健

諏訪郡富士見町落合11106-1 を

諏訪郡富士見町落合11106番地1 に、

選挙管理委員会

**公告**

平成25年7月22日付けで公告した一般事務用パソコン  
コンピュータ456台及び周辺機器一式の借入れに係る一般競  
争入札については、都合により中止します。

平成25年8月29日

長野県知事 阿部 守一

情報統計課情報システム推進室

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年8月29日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成25年8月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人絹の文化・蚕都常田館

3 代表者の氏名

笠原 世爲子

4 主たる事務所の所在地

上田市常田1丁目10番3号

5 定款に記載された目的

この法人は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により平成24年12月28日に重要文化財に指定された「旧常田館製糸場施設」の維持管理を通じて繭倉と製糸業の歴史と伝承の調査研究を行い、蚕都上田に関する他施設と連携を図り、絹の文化の発信基地として上田市民をはじめ蚕都上田を訪れる多くの人の観光拠点として寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課